○防衛省告示第百三十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が平成二十三年六月十日次のとおり決定された。

平成二十三年六月十三日

防衛大臣　北澤　俊美

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係
二〇〇六	八戸貯油施設	八戸市	国有
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係
二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係
三〇九九	横須賀海軍施設	沖縄県国頭郡金武町キャンプ・ハンセン	国有
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有
六〇一一			国有

施設番号	摘要
二〇〇六	土地：約三一〇平方メートル 工作物：軌道等 平成二十三年四月七日 水域：約一、二六二、〇〇〇平方メートル 平成二十一年二月二十五日 平成二十一年三月三十一日
二〇〇一	土地：約一、七〇〇平方メートル 航空自衛隊が発電機室等の用地として共同使用する。
三〇九九	次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる水域。 1　北緯三五度一八分一八．五四秒 東経一三九度三八分五六．四六秒 2　北緯三五度一八分二一．四八秒 東経一三九度三八分五一．七二秒 3　北緯三五度一八分三一．八〇秒 東経一三九度三九分〇一．三二秒 4　北緯三五度一八分二八．八六秒 東経一三九度三九分〇六．〇六秒 5　北緯三五度一八分二二．八四秒 東経一三九度三八分五七．三八秒 6　北緯三五度一八分二一．三三秒 東経一三九度三八分五八．四四秒 水域として追加提供する。 使用期間：平成二十三年六月十日から工事完了の日までの間。ただし、工事は、遅くとも同年七月三十一日までに完了 本水域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。 建物：約一〇、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 倉庫等として追加提供する。 建物：約二〇平方メートル 工作物：囲障等 泥土除去施設として追加提供する。

○東北地方整備局告示第百十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月十三日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
大館市岩瀬字善知鳥坂二〇番六から同市岩瀬字新焼佐三九番一まで	後別	前　一六・九〇～一六・五〇メートル 後　一六・九〇～四八・九〇メートル	〇・一四〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月十三日

関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百五十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
船橋市若松一丁目九番二地内	後別	前　五三・七〇～六六・五〇メートル 後　五三・七〇～六六・五〇メートル	〇・〇四四キロメートル 〇・〇四四

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○北陸地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月十三日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十七号及び三百五号

(三) 道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
金沢市野町一丁目三番地内	後別	前　二三・五〇～二四・〇〇メートル 後　二二・〇〇～二三・〇〇メートル	〇・〇一一キロメートル 〇・〇一一

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月十三日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十七号及び三百五号	金沢市野町一丁目三番から同市野町一丁目四一番一まで	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年六月十三日